

裾花川水系漁業協同組合
遊 漁 規 則
(令和6年1月1日施行)

O

1. *On the other hand, the author's argument is that the*

2. *and the author's argument is that the*

3. *and the author's argument is that the*

O

遊漁規則

裾花川水系漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(趣旨)

第1条 この規則は、裾花川水系漁業協同組合が免許を受けた、内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、かじか、にじます、やまめ、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な項目を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭又はオンラインサービスによる方法により申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、投網の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣及びたも網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項又は第3項の方針により納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法によりウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 漁 法	ウ 統 数 又 は 規 模
あ ゆ	竿 釣	1人 1本
	たも網、 投網	網目こま 12ミリメートル以上・1人 1統
あゆ以外の魚種	竿 釣	1人 2本以内
	たも網、 投網	網目こま 12ミリメートル以上・1人 1統

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日以降で組合が定めて公表する日時から9月30日まで。但し、とも釣以外の漁法は組合が別に公表した日時から9月30日まで。
いわな、やまめ	3月第2日曜日解禁時から9月30日まで。
こい、ふな、うぐ いうなぎ、おいかわ	周年 ただし、長野市戸隠参宮橋より上流については3月第2日曜日解禁時から9月30日まで。
にじます	周年 ただし、10月1日から翌年3月第2日曜日の前日までは、長野市中御所長安橋から長野市戸隠参宮橋までの裾花川本流のみとする。
かじか	5月16日解禁時から9月30日まで。

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
奥裾花ダムより上流の三枚沢流れ込みまで（三枚沢を含まない）及びダム放水口から下流30メートルの間。	周 年
長野市鬼無里大佐出沢の全域	周 年
長野市鬼無里クルワド沢の全域	周 年
長野市鬼無里濁川の本流及び支流	周 年

② 投網禁止区域

ア 区 域	イ 期 間
長野市鬼無里西京堰堤より上流の裾花川本支流全域。	周 年
長野市鬼無里小川本支流全域。	周 年
長野市戸隠折橋より上流の楠川本支流全域。	周 年
長野市戸隠ウズクマ川本支流全域。	周 年

長野市裾花川本流の旭山橋（長野市里島）と長安橋（長野市安茂里）の間。（生育調査及び外来魚駆除等の為組合事務所の許可必要）

（全長制限）

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ	ア 魚 種	イ 大 き さ
こ い	全長18センチメートル	う な ぎ	全長30センチメートル
ふ な	全長10センチメートル	に じ ま す	全長15センチメートル
う ぐ い	全長10センチメートル	や ま め	全長15センチメートル
お い か わ	全長 8センチメートル	い わ な	全長15センチメートル
か じ か	全長 5センチメートル		

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は次表のとおりとする。

但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する場合は1,000円を付加した額とする。

（1） 竿釣及びたも網による遊漁の場合

対象魚種	承認期間	遊漁料
あ ゆ	1 日	1,500円
	1 年	6,000円
あゆ以外の魚種	1 日	1,000円
	1 年	5,000円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣又はたも網による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りではない。

区分	遊漁料
中学生以下	無料
身体障害者(組合が認める者)	半額

(3) 前1号以外の遊漁の場合

対象魚種	漁具漁法	承認期間	遊漁料
あゆ	投網	1年	8,000円
あゆ以外の魚種	投網	1年	8,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣、たも網による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は当該遊漁をする場所において漁場監視員にできる。

(1) 長野市中御所3-14-10 捩花川水系漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、この組合が指定し公示した場所

3 前項の規定にかかわらず、竿釣又はたも網による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条

組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名及び住所(遊漁期間が1年間の遊漁承認証に限る。)

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具及び漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行なうことがある。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期限

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年（2024）1月1日から施行する。

（行政庁の認可日 令和5年（2023）12月1日）

O

O